

町会活動PR業務プロポーザルに係る質問への回答

番号	掲載日	質問内容	回答等
1	6月8日	町内会活動の様子の写真を提供して頂くことは可能でしょうか？	肖像権などの許す範囲で、当課が持っている写真を提供することは可能ですが、基本的には、今年度の活動を被写体の本人同意のうえで撮影し、利用していただきたいと考えています。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、撮影の機会が得られない場合も想定されることから、各町会にてこれまで記録している写真を可能な範囲で提供してもらうことはできるものと考えています。
2	6月8日	動画をアップロードする場合、市の既存のアカウントになりますでしょうか？ 新規のアカウントを作ったり、それに合わせたランディングページを作成・設定することは可能でしょうか？	アップロードするためのアカウントについては、新規に作成していただく予定としております。なお、PR動画の閲覧回数をあげるなどの様々な工夫について、提案していただきたい。
3	6月8日	動画に必ず盛り込まなければならない要素はありますか？	実施要領2の(2)業務の目的(町会に対する理解や関心を高めること)を満たすための要素が必要となります。
4	6月8日	印刷物はデータ納品ということになりますか？印刷自体の費用は計上しないということよろしいでしょうか？	お見込みのとおり、データ納品のみで印刷の必要はありません。 また、実施要領12の(5)に基づき、成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとします。

5	6月8日	契約後のスケジュールについて、広告を含むメディア露出はいつから解禁となりますでしょうか？	PRの開始予定時期については、遅くとも11月からと想定していますが、準備が整い次第、開始することは可能です。
6	6月8日	何社が参加していますか？	現時点では、参加社数をお答えすることはできません。